

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（ 国税庁 ）

制 度 名	ビールに係る酒税の税率の特例期間の延長			
税 目	酒税			
要 望 の 内 容	<p>前年度のビール課税移出数量が 1,300kl 以下のビールの製造者については、①平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までに製造免許を取得した者は、免許取得の日から 5 年間、②平成 17 年 3 月 31 日以前に製造免許を取得した者は、平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間、その年度に課税移出する 200kl までのものに係る酒税の税額を 20%軽減することとされているが、この特例措置の適用期限（平成 22 年 3 月 31 日）を 3 年間延長する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">減収見込額 （平年度）</td> <td style="text-align: center;">4 0 0 百万円</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	4 0 0 百万円
減収見込額 （平年度）	4 0 0 百万円			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 地ビール製造者の事業参入の促進及び経営基盤の強化</p> <p>(2) 施策の必要性 本措置は、平成 6 年度の規制緩和の一環として生まれた地ビール製造業について、事業参入の促進及び経営基盤の強化に資するため平成 15 年 4 月に導入されたものである。 本措置の導入後、毎年新規参入があるものの、地ビール製造者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、引き続き地ビール製造者の支援を図る必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 平成 20 年度における酒税の軽減措置については、ビール全体に係る酒税の課税額 6,971 億円に対して 4 億円という規模であり、減収面への影響は軽微なものである。他方、地ビール製造者の大部分が本措置の適用を受けており（ビール製造者全体に占める適用者は約 97%）、大手ビールメーカーがビール風酒類など低価格商品にシフトしている中、全国各地で個性豊かな地ビールが製造され、消費者が多種多様なビールに親しんでおり、地域経済の活性化等にも貢献している。 さらに、①地ビール製造業への新規参入が毎年行われていること、②ビール全体の課税移出数量が減少している中、地ビール製造者の課税移出数量は、本措置の導入後は増加傾向にあること、③地ビール製造者を取り巻く環境が依然として厳しい状況にあることから、引き続き支援を行うことは、地ビール業界への事業参入の促進及び経営基盤の強化にとって有効である。</p>			

今回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け											
	政策の達成目標	地ビール製造者の事業参入の促進及び経営基盤の強化										
	租税特別措置の適用又は延長期間	3年間（平成25年3月31日まで）										
	同上の期間中の達成目標	地ビール製造者の事業参入の促進及び経営基盤の強化										
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	当該要望項目以外の税制上の支援措置はない。										
	予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置は要求していない。										
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置は要求していない。										
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	地ビール製造者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。										
	租税特別措置の適用実績	（単位：百万円）										
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>457</td> <td>464</td> <td>434</td> <td>416</td> <td>405</td> </tr> </tbody> </table>	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	457	464	434	416	405
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度							
	457	464	434	416	405							
租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	地ビール製造者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。											
前回要望時の達成目標	地ビール製造者の事業参入の促進及び経営基盤の強化											
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	地ビール製造者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。											
これまでの要望経緯	平成18年度及び20年度に適用期限の延長を要望している。											